

戸畑漁協に対する船揚場使用許可の取り消しについて

戸畑一文字船揚場は、平成11年12月27日より戸畑漁業協同組合に使用を認めてきたが、以下の理由により使用許可の取り消し処分を平成25年10月15日付で行った。その後、同年12月4日付で同組合から処分の取り消しを求める異議申立が提起された。

1 対象港湾施設

(1) 名称：一文字船揚場 (2) 位置：戸畑区銀座二丁目地先



2 港湾施設使用許可取消処分 (北九州市港湾施設管理条例第28条第2項第3号)

- 戸畑漁業協同組合は、平成21年5月26日最高裁決定により、平成16年3月31日付の法定解散が決定した。現在は清算手続き中である。また、平成25年8月末で共同漁業権が消滅し、実質的に漁業協同組合の機能は失われた。
- このような中で、公共施設である当該船揚場の独占的な使用を認め続けるに足りる公共性は失われており、使用を認め続けることは本来の目的である漁民の幅広い利用を不安定なものとし、更にはその目的を阻害する恐れもあると判断し、本市は平成25年10月15日付で戸畑漁業協同組合に対して船揚場使用許可の取消処分を行った。

3 異議申立 (行政不服審査法第20条)

○戸畑漁業協同組合は、平成25年12月4日付けで本件処分に対して異議申立を提起した。

【理由】

- (1) 本件処分は、北九州市が対象港湾施設（一文字船揚場）を所有しているとの前提でなされているが、同施設は設置当初より戸畑漁業協同組合船頭会の所有に属していたものである。本件処分はその前提において誤っているものである。
- (2) 一文字船揚場は、戸畑漁業協同組合（戸畑漁協船頭会）が若松区脇田地区のマリノベーション事業にかかる開発行為に同意することと引き換えに、北九州市経済局マリノベーション推進室がその設置を決定したものであり、設置にかかる事業費はマリノベーション推進室より支払われる補償金をあてることとされていた。この設置の経緯

からして、一文字船揚場が設置当初から戸畑漁協船頭会の所有に属するものであったことは明白である。（別添「漁船巻き上げ施設の設置について」（回答）、「覚書」参照）。

4 議会への諮問等

【地方自治法第244条の4第4項】

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 略

3 略

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

6 略

【行政不服審査法第47条第2項】

（決定）

第47条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

（参考）一文字船揚場の経緯

- 平成7年、戸畑漁協より市長に対し「漁船巻き揚げ施設」の整備について要望書の提出があり、これを受けて平成9年4月1日に本市が船揚場整備工事に着手した。
- 平成9年10月変更の港湾計画において一文字船揚場を公共船揚場として位置付けた。
- 同施設は平成11年3月31日に完成し、平成11年11月26日付で北九州市が管理する港湾施設として告示した。
- 平成11年12月27日付で戸畑漁業協同組合から誓約書の提出を受け、以降、使用を認めてきた。
- 【再掲】戸畑漁業協同組合は平成21年5月26日最高裁決定により、平成16年3月31日付の法定解散が決定した。現在は清算手続き中である。また、平成25年8月末で共同漁業権が消滅し、実質的に漁業協同組合の機能は失われた。